

はじめに

近年、少子高齢化の進展、少人数世帯の増加等を背景として、動物飼養志向が高まっており、飼い主は、犬や猫をはじめとする動物を単に愛玩物としてだけでなく、潤いと癒し効果を与えてくれる人生の良きパートナー、あるいは動物を家族の一員としてとらえるようになってきています。また、年少期に動物と接することは生命尊重や情操を育む上で重要と言われるなど、子どもの健全育成の観点からも動物を飼養することが注目されるようになってきています。

一方、動物を飼う際には、終生飼養するとともに周囲に迷惑をかけないように配慮するなど、飼い主としての責任を持つことが求められていますが、依然として、多くの犬猫が引き取りに出されるとともに、動物を飼養することに伴う生活環境被害など、動物に関する苦情や問題も発生しています。

さらに、平成 23 年に発生した東日本大震災においては、被災動物への対応が課題となったため、高知県においても、南海トラフ巨大地震時の同行避難等に向けた対策が急がれています。また、平成 25 年には、台湾で 52 年ぶりに動物（イタチアナグマ）の狂犬病が発生して飼い犬に感染したとの報告があり、日本においても狂犬病予防対策の重要性が再認識されたところです。

このような中、平成 24 年 9 月 5 日付けで動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)が改正されたことに伴い、平成 25 年 8 月 30 日付けで「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成 18 年 10 月 31 日環境省告示第 140 号）」が改正されましたので、本県においても今後の動物愛護管理行政を円滑かつ効果的に推進するため、改正後の指針に即して前計画の殺処分数削減の目標、災害時対策及び狂犬病発生時対策等を見直し、計画的に施策の遂行を図ることとしました。

人と動物とが共生できる社会の実現のためには、県民一人ひとりが、動物の命の尊さ大切さを感じ動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識等を普及啓発していくことで、動物の存在が広く県民に受け入れられ、人と動物とがより良い関係づくりを進め、共に健康で安全に暮らせる社会の構築を図ることが必要です。

このため、県、市町村、動物関係団体、地域等がそれぞれに担う役割や取り組むべき方策を明確にして、相互に連携・協働しながら動物愛護管理施策の推進に努めていくこととしています。

1 動物愛護管理推進計画（以下、「計画」という。）の考え方

（1）目的

この計画は、高知県の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的とするものです。

（2）対象地域

対象地域は、高知県全域とします。

（3）計画の期間

平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

2 推進計画の目標

（1）人と動物との調和の取れた共生社会の実現

県、市町村、関係団体等の連携・協働体制を推進し、適正飼養の啓発、動物愛護思想の普及を行うとともに、動物取扱業者への情報伝達、指導等により、事業者による飼い主への社会的責務に関する普及を図ります。

（2）人と動物の安全の確保

動物による人への危害、人と動物の共通感染症を防止するとともに、南海トラフ巨大地震等の自然災害を想定した災害時対策として、県、市町村、関係団体等が連携した危機管理体制を作ります。

3 役割

この計画を実施していくためには、各実施主体の連携・協働による取り組みを推進していくことが必要です。

（1）高知県・高知市（以下、「県等」という。）の役割

動物取扱業者の登録と監視指導、動物の保護収容、譲渡・返還、適正飼養・猫の不妊去勢手術等の啓発等による殺処分数の削減対策、人と動物の共通感染症対策、動物愛護推進員の委嘱などを行うほか、災害対策として、同行避難等の啓発及び災害時には関係団体等と連携して動物救護のための支援を実施します。

また、県は、本計画の推進のため市町村・団体等との調整等を行います。

（2）市町村（高知市を除く。）の役割

地域住民と密接に関わる立場として、地域の実情に応じた具体的な取り組みを検討し、県と共に、狂犬病予防、動物の適正飼養、動物愛護について住民の理解を促進していきます。

また、災害発生時の同行避難を前提として、避難所における動物の取扱いなどについて一定のルールを設けるなど、地域の実情に応じた対策の検討と設備や

物資の備蓄を行います。

(3) 住民の役割

動物に対して人が抱く感情はさまざまであることを前提とし、地域においては、それぞれの立場で日ごろから相互理解による関係を築くとともに、地域単位で協力、相談体制をもちながら問題の解決に向けた対応をしていくことが求められます。

(4) 動物の飼い主の役割

法令や家庭動物等の飼養及び保管に関する基準等を遵守し、動物の生理・生態・習性に応じて生涯にわたり適正に飼養する責務があります。そのためには、飼養前から、飼養に要する経費、高齢動物の世話、人と動物の共通感染症等についても、十分理解するとともに、災害時には同行避難できるように、しつけやワクチンの接種、所有者の明示、避難時の餌等の準備をしておく必要があります。また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう行動する必要があります。

(5) 動物取扱業者の役割

飼い主に対する重要事項の事前説明などにより、飼い主責任の浸透を図るなど、適正飼養の推進に大きな社会的役割を担っています。法令、関係基準を遵守し、動物の適正管理を確実に実施する必要があります。

(6) 動物愛護推進員（以下、「推進員」という。）の役割

行政、動物関係団体などと協力し、地域に根付いた具体的な普及啓発活動のリーダーとしての役割が期待されます。

また、災害時において、行政が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすることも期待されます。

(7) 関係団体、ボランティア等の役割

団体の機能や役割に応じ、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、人と動物との調和のとれた共生社会づくりに寄与することが期待されます。

また、各団体相互の活動を理解するとともに、動物愛護と適正管理を進めるために、協力し合うことも期待されます。

4 推進計画の構成

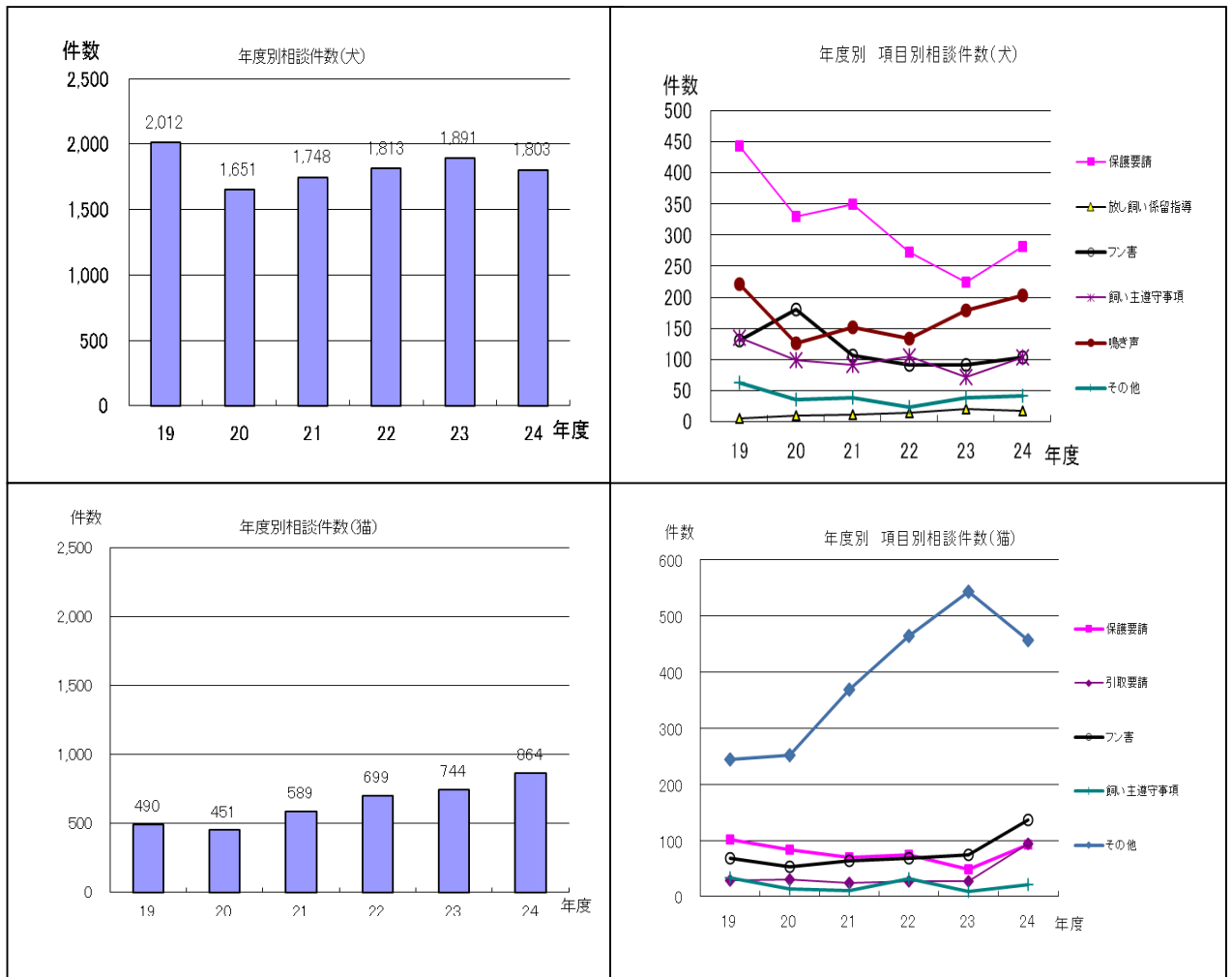
この計画は、基本目標を達成するために必要な施策の内容を10の項目に分け、それぞれに県の「現状とこれまでの取り組み」、それを踏まえた今後の「課題と取組方針」と「取組内容」を記載しています。

5 高知県における取り組み

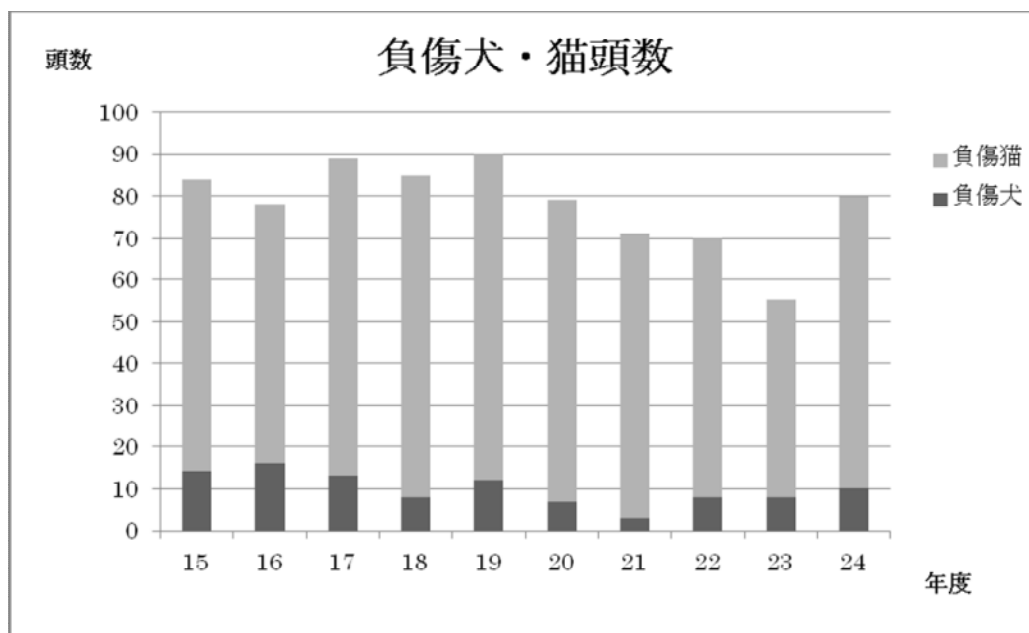
(1) 普及啓発

現状とこれまでの取り組み

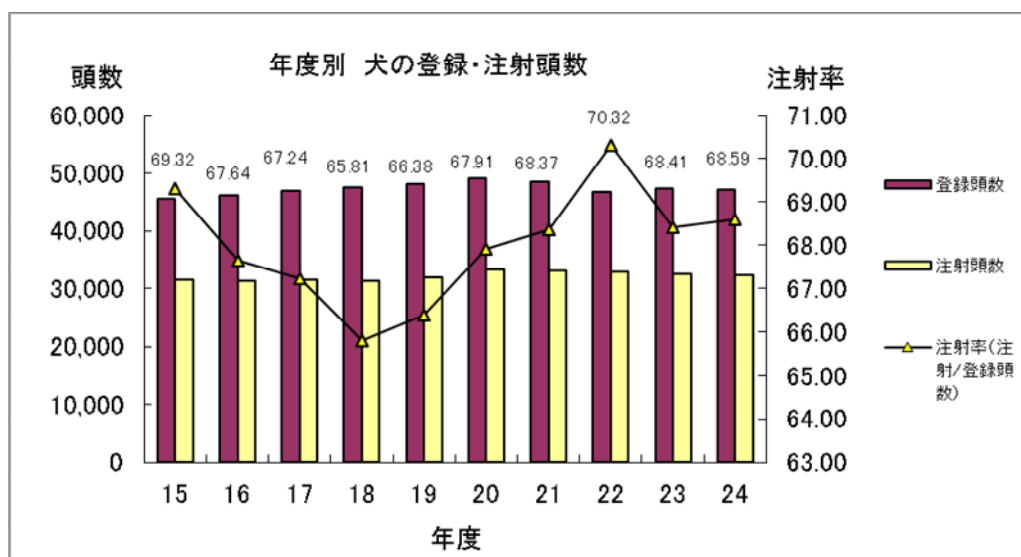
- ・ 高知県内の福祉保健所には、猫より犬に関する相談件数が多く寄せられますが、猫に関する相談件数は平成 19 年度に比べて、約 1.8 倍にもなっています。
- ・ 犬に関する福祉保健所への相談は、「保護要請」および「鳴き声」が多く寄せられますが、過去 5 年間の傾向としては、「保護要請」については減少しており、「鳴き声」については増加しています。
- ・ 猫に関する福祉保健所への相談は、過去 5 年間の傾向として、「その他の相談」が増加しており、内容としては、飼い主のいない動物への不適切な給餌行為による子猫の増加についての相談や、屋外にいる猫に畑や家の庭を荒らされるといったものが多くなっています。



- ・ 保護された負傷犬・猫の頭数が減少していない原因として、係留していない犬や屋外飼養の猫が減少していないことが考えられます。



- ・ ペットフード協会の調査によると、全国の犬の飼養頭数は11,534千頭、猫の飼養頭数は9,748千匹となっています。また、世帯数からみた犬の飼養率は16.8%、猫の飼養率は10.2%となっています。
- ・ 厚生労働省は、平成24年度の全国の犬の登録頭数からみた狂犬病予防注射実施率は72.4%としています。高知県においては、平成18年度から徐々に向上してきていますが、平成24年度は全国の狂犬病予防注射実施率よりも低くなっています。また、相当数の未登録犬がいることが推測されるため、注射率はさらに低い可能性があります。



- ・ 県が委嘱した推進員により、小学校において動物愛護教室を実施しています。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
実施回数	16	20	25	19	13	19

- ・ 子犬の譲渡会において、新たな飼い主に対し、行政職員、公益社団法人日本愛玩動物協会（以下、「愛玩動物協会」という。）による飼養前講習会を実施しています。
- ・ 新たに飼い主になる方を含め、犬を飼っている方を対象に、行政職員、愛玩動物協会及び公益社団法人高知県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）による犬の飼い方講習会を実施しています。
- ・ 高知県動物愛護推進協議会（以下、「協議会」という。）が主催となって、動物愛護週間関連行事（講演会、動物愛護のつどい及び動物愛護絵画展）を実施しています。
- ・ 狂犬病予防注射（集合注射）実施時及び各動物関係団体（獣医師会、動物愛護団体等）の主催事業において啓発リーフレット等を配布しています。

課題と取組方針

- ・ 動物を飼う前の早い段階から、飼い主の社会的責任、動物に関する正しい知識を持ってもらうため、動物愛護教室を継続していきます。
- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施率の向上を図るため、啓発を継続していきます。
- ・ 負傷動物の減少及び所有者不明猫の減少のため、犬の係留及び猫の屋内飼養、不妊・去勢の措置、個体識別措置について住民の意識向上を図ります。
- ・ 屋外にいる猫の繁殖制限を図るため、雌猫の不妊手術を推進します。
- ・ 災害時に同行避難するために必要な、ペットの適正飼養の啓発を行っていきます。

取組内容

1 学校における動物愛護教室の実施

県は、早い段階での動物愛護思想の普及、飼い主責任の意識向上を図るために、推進員の活動のひとつとして動物愛護教室を定着させ、活動の拡充（活動する地域、実施数の拡充）を図ります。

推進員は、県と共に積極的に動物愛護教室を実施していきます。

また、学校との連携を図り、学校の先生からも児童、生徒のみなさんに啓発してもらえよう配慮します。

2 協議会における普及啓発の推進

協議会は、啓発資材の作成や動物愛護週間行事などの普及啓発活動のあり方について検討し、各構成団体の持つネットワークやノウハウを生かした効果的な普及活動を進めていきます。

3 ホームページ、講習会等での積極的な普及啓発

県等は、ホームページ、広報紙、報道機関等の活用や、市町村、ボランティアと連携した啓発活動を推進します。

また、県等は、譲渡前講習会や飼い方講習会等において、民間の団体等と協力し、災害時の同行避難を含めた、適正飼養の講習等を行います。

4 動物の感染症等に関する情報の提供

県等及び動物関係団体は、飼い主に役立つ情報として、感染症等に関する情報の一般住民への情報提供に努めます。

5 地域の区長会等を通じた啓発の推進

県及び市町村は、それぞれの協力のもと、動物に関する苦情が発生している地域などにおいて、地域の区長会などを通じた適正飼養の普及啓発を推進します。

6 学校飼育動物の適正な飼育環境に関する指導

県は、獣医師会及び教育委員会等と連携した学校飼育動物の適正飼養の指導を推進します。

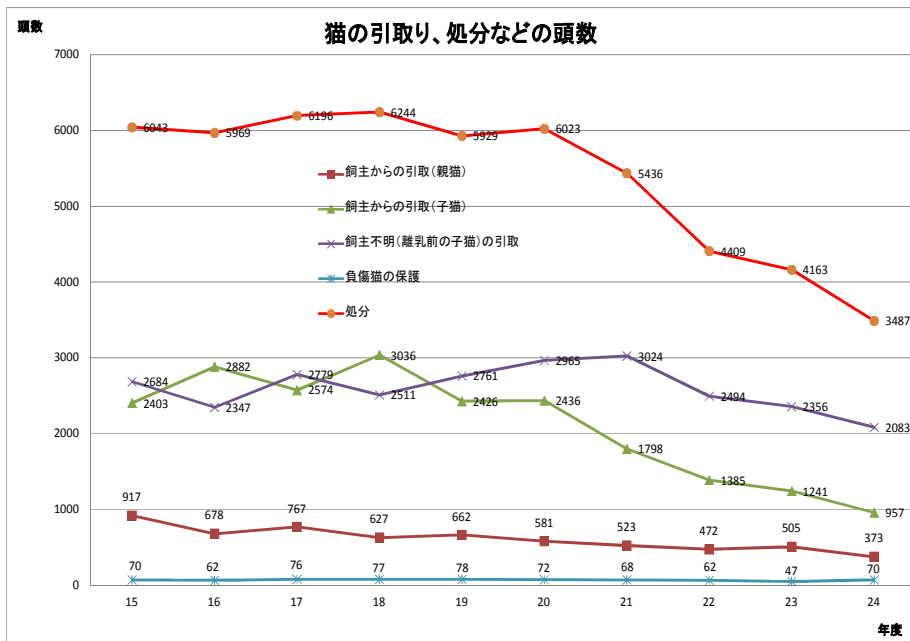
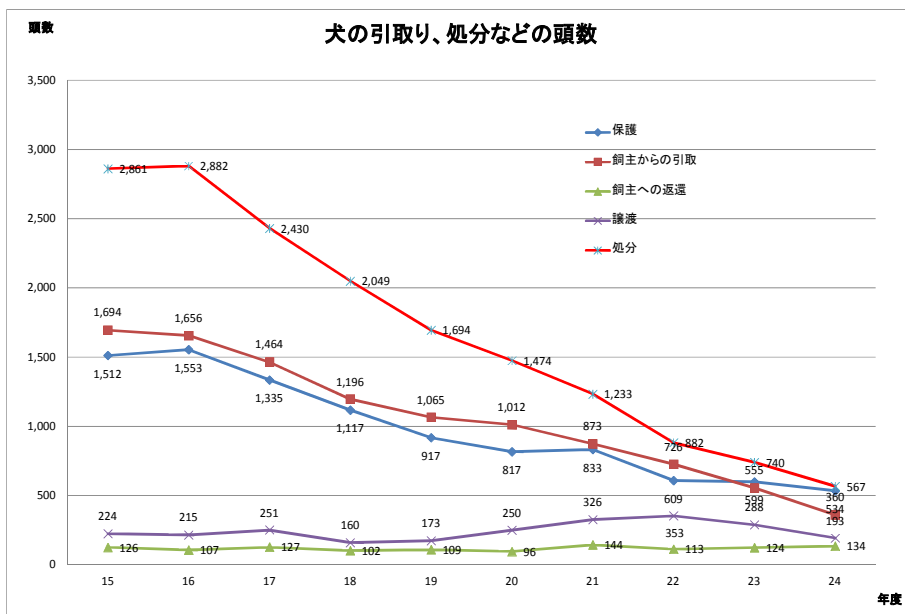
タイムスケジュール

年度	26	27	28	29	30	31 以降
1 推進員による学校での啓発	推進員による動物愛護教室の実施					
	内容の評価					
2 協議会における普及啓発活動	イベント実施、啓発物配布など、毎年、効果的な啓発方法について検討・実施					
3 講習会、HPでの積極的な啓発	HPの構成について随時、見直し・改正					
4 動物の感染症等に関する一般への情報提供	獣医師会等と連携した講習会の開催					
	講習内容の検討		講習内容の検討			
5 区長会などを通じた啓発の推進	各保健所・市町村の共通認識づくり機会を捉えて随時実施					
6 学校飼育動物の適正な飼育環境に関する指導	獣医師会及び教育委員会等と連携・推進					

(2) 動物の殺処分数の削減

現状及びこれまでの取組み

- ・ 犬の殺処分数については、平成 24 年度に平成 19 年度比 33.5%に減少しています。猫の殺処分数については、平成 24 年度に平成 19 年度比 58.8%に減少しています。
- ・ 猫の引取りに関する傾向として、高知市内では、飼い主不明猫の割合が高く、高知市を除く県域では、飼い猫の割合が高い傾向が見られます。



- ・ 飼い犬・飼い猫の引取り時の理由として、犬は、所有者の病気(27.8%)、管理困難な攻撃的な性格(22.2%)及び治療困難な疾病(19.4%)等があり、猫は、計画外の繁殖(56.9%)及び所有者の病気(11.8%)となっています。
- ・ 環境省告示の趣旨に基づき、定期的な犬・猫の引取りについて、市町村に回数に適正化についての検討をお願いしています（高知市を除く）。

平成18年環境省告示「犬及びねこの引取並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（抜粋）
 「引取り措置は、緊急避難的措置として位置づけられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りを行うよう努めること」

- ・ 飼い犬・飼い猫の引取りを有料化しました。
- ・ 小動物管理センターにおいて、子犬の譲渡会及び成犬の譲渡を実施しています。
- ・ 県ホームページから小動物管理センターホームページに「アニマルステーション」を移設し、犬・猫を譲りたい人と飼いたい人、迷い犬・猫を捜している人と預かっている人の情報交換の場を提供しています。
- ・ 小動物管理センターホームページに保護犬の写真を掲載し、飼い主への返還を促進しています。
- ・ 小動物管理センターホームページに譲渡対象犬の写真を掲載し、譲渡を促進しています。
- ・ 猫の屋内飼養に関する普及啓発パンフレット、啓発看板を作成し、配布しています。
- ・ 協議会が、雌猫の不妊手術の費用を助成しています。

課題及び取組方針

- ・ 犬猫の殺処分数を減少するための取組みを推進していきます。
- ・ 動物関係団体、ボランティアなどとの連携による取組みをしていきます。

目標

殺処分数 平成35年度までに 犬 平成24年度の35%減
 猫 平成24年度の60%減

取組内容

1 引取り頭数の抑制

所有者からの犬猫の引取り時には、所有者の責務（終生飼養及び引取りの拒否の規定等）について周知徹底しながら、やむを得ない場合のみ引取りを行います。また、ペットのしつけ方を学べる教室を開催します。

2 飼い猫への不妊去勢手術、所有者明示措置、屋内飼養に関する普及啓発と情報発信

県等、市町村及び動物関係団体は、飼い猫への対策として、不妊去勢手術、所有者明示措置、屋内飼養のメリットに関する情報など、飼い主がこれらの取組みをしやすくなるような情報の普及啓発に努めます。

また、屋内飼養などの理由で不妊去勢手術の必要性を感じていない人に対しては、災害発生時など、緊急時における対策の必要性について啓発します。

3 譲渡制度の拡充

県等は、より多くの動物が適正に飼養管理できる飼い主へと譲渡されるよう、譲渡対象、譲渡者の審査、講習の内容、譲渡後の追跡調査、飼育者へのフォローなど、これからの譲渡の方法（ボランティアを活用した譲渡等）について動物関係団体やボランティアと協議して、国のガイドラインを参考にしながら、マニュアルなどにまとめ、譲渡を推進します。

4 屋外にいる猫の繁殖制限の推進

県は、猫の屋内飼養を啓発するとともに、雌猫の不妊手術が促進されるよう支援していきます。

タイムスケジュール

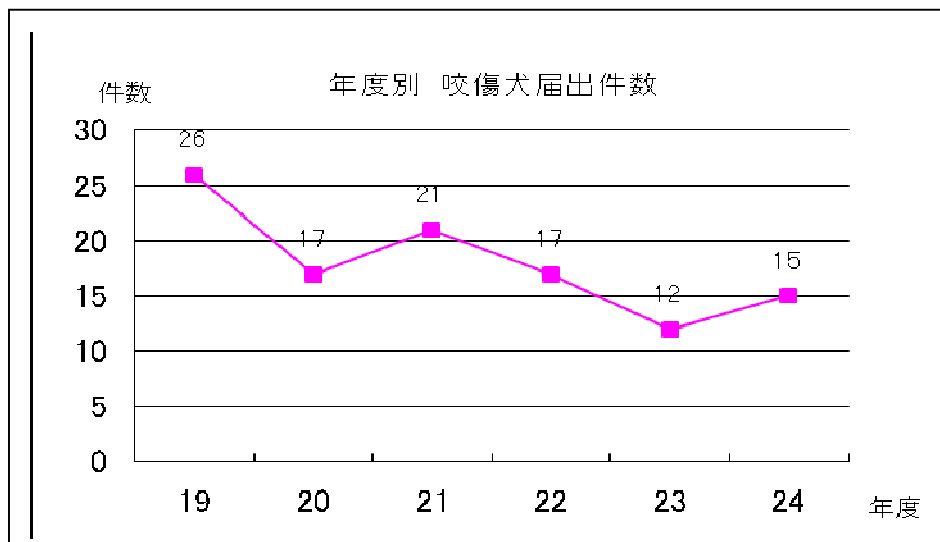
年度	26	27	28	29	30	31以降
1 引取り頭数の抑制	定点での引取り時に所有者への指導の徹底 					
	定点の回数 の適正化	定点の回数 の適正化	定点の回数 の適正化	定点の回数 の適正化	定点の回数 の適正化	定点の回数 の適正化
	犬のしつけ方講習会 					
2 飼い猫対策として不妊去勢手術・屋内飼養等の普及啓発、情報発信	協議会、動物関係団体、市町村などにより、イベント実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施 					

3 譲渡制度の拡充、効果的な周知	猫の譲渡を開始、周知の方法検討	猫の譲渡について問題点等の検証	犬猫の譲渡について拡充を検討	犬猫の譲渡について拡充
4 屋外にいる猫の繁殖制限の推進	屋内飼養の啓発		雌猫の不妊手術の助成等	

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

現状及びこれまでの取り組み

- ・ 犬による咬傷事故の件数は、平成 19 年度から徐々に減少してきています。
- ・ 県内の咬傷事故（平成 24 年度）のパターンとしては、全体の 93.3%が飼い犬による事故であり、発生状況としては、放し飼いによるものが 33.3%で多い状況です。また、被害者が通行中におきたケースが 53.3%と多く、発生場所としては、66.7%が公共の場所です。
- ・ 高知県内の福祉保健所には、猫より犬に関する相談件数が多く寄せられますが、猫に関する相談件数は平成 19 年度に比べて、約 1.8 倍にもなっています。
- ・ 犬に関する福祉保健所への相談は、「保護要請」および「鳴き声」が多く寄せられますが、過去 5 年間の傾向としては、「保護要請」については減少しており、「鳴き声」については増加しています。
- ・ 猫に関する福祉保健所への相談は、過去 5 年間の傾向として、「その他の相談」が増加しており、内容としては、飼い主のいない動物への不適切な給餌行為による子猫の増加についての相談や、屋外にいる猫に畑や家の庭を荒らされるといったものが多くなっています。



- ・ 多数の動物の飼養又は保管に起因した周辺環境の悪化や野良猫に関する苦情については、各地域において長年懸案となっている事例があります。

- ・ 状況に応じて市町村、地域の代表者（民生委員、地区長など）、警察と連携し、対策を実施しています。
- ・ 飼い主のいない動物への不適切な給餌行為については、個別に対応を検討しています。
- ・ 狩猟免許更新講習会において狩猟時以外の係留の義務や登録・注射に関する啓発を実施しています。

課題及び取組方針

- ・ 咬傷事故のパターンとして犬の放し飼いが多いため、市町村、動物関係団体及びボランティア等との連携による係留の普及啓発を継続していきます。
- ・ 所有者不明猫の増加や多数の犬・猫を飼養又は保管に起因した迷惑事例に関し、地域の問題として地域の代表者と連携した情報収集、地域の実情に応じた対応策の検討をしていきます。

取組内容

1 咬傷事故の防止に関する啓発

県等は、咬傷事故のパターンや日常的な苦情内容として多い、放し飼いの防止について、市町村又は関係団体と共に効果的な普及啓発方法を検討し、実施します。

また、猟犬による咬傷事故の防止のため、狩猟者及び狩猟に関わる団体への指導啓発を引き続き行います。

2 フン害防止のための普及啓発

県等は、講習会やホームページ、テレビなどの広報を活用し、フン害防止のための普及啓発を行います。

また、協議会において効果的な普及活動の方法を検討するほか、市町村等と連携し、地域主体で行っているフン害防止キャンペーンなどを推進します。

3 所有者不明猫及び多頭飼育に関するモデル的な対応策の推進

県等は、所有者不明猫対策は、地域性を考慮する必要があるため一律に行うのではなく、室内飼養及び遺棄防止の啓発、不妊手術の支援及び譲渡の拡充と合わせて総合的に取り組んでいきます。

県は、各市町村ごとに課題となっている事例の情報収集を行い、その中から地域モデルを選び、実情にあった対応策を市町村及び地域の区長会等と検討し、段階的に実施します。

また、地域猫対策について情報提供をしたり、地域の実情を踏まえたルールづくり等を支援します。

タイムスケジュール

年度	26	27	28	29	30	31 以降
1 咬傷事故の防止に関する啓発	協議会、動物関係団体、市町村などにより、イベントの実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施					
2 フン害防止のための普及啓発	子犬の譲渡会、イベント実施時の啓発を実施。効果的な啓発方法について検討・実施					
3 所有者不明猫及び多頭飼育に関するモデル的な対応策の推進	市町村・保健所等におけるモデル的な対応策の収集・推進					

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

現状及びこれまでの取組み

- ・ 家庭動物や展示動物に対し、識別器具の装着が努力規定となっておりますが、犬又は猫に関する所有者の明示の実施率は、平成 22 年度の世論調査では、犬が約 36%、猫が約 20%となっております。
- ・ 海外から日本に持ち込まれる犬に関しては、農林水産省令「犬等の輸出入検疫規則」によりマイクロチップの埋め込みが義務化されているため、海外旅行などで飼養犬を連れて行く際に必要を迫られ、埋め込みをする例が以前より増えている可能性があります。
- ・ 特定動物においてはマイクロチップの埋め込み等が義務化されています。
- ・ 改正法に、国は、販売用犬猫等にマイクロチップを装着することを義務付けることに向けて研究等を推進し、必要な措置を講ずると規定されました。
- ・ 小動物管理センター及び各福祉保健所にマイクロチップリーダーを配備し、保護をした犬や負傷動物について、マイクロチップリーダーによる識別記号の読み取りを行っています。
- ・ 動物関連企業から動物愛護のつどいで譲渡された犬にマイクロチップの無料装着の補助をいただいています。
- ・ マイクロチップ啓発リーフレットを譲渡会及び講習会等で配布しています。
- ・ 迷子札を犬の譲渡時に配布しています。

課題及び取組方針

- ・ 災害時対策を踏まえ、個体識別措置の必要性、特にマイクロチップについての啓発を強化していきます。
- ・ マイクロチップ埋め込みを推進するため、実施体制を確保していきます。

取組内容

1 個体識別措置の普及啓発

県等は、動物関係団体、市町村と連携し、所有明示措置の必要性やメリット、マイクロチップの埋め込みができる獣医師の紹介など、飼い主がこれらの取組みをしやすくなるような情報の普及啓発に努めます。また、屋内飼養をしている動物の飼養者は、所有明示措置の必要性を感じていない人が多いため、災害の発生時など、緊急時における対策の必要性についても啓発します。

2 マイクロチップ等による個体識別措置の推進

県等は、獣医師会やその他の動物関係団体と連携し、犬や猫に対する個体識別措置として、災害時対策を踏まえ、マイクロチップの埋め込みや迷子札等の装着を推進します。

3 譲渡動物へのマイクロチップ装着の検討

県等は、小動物管理センターから譲渡される動物について、マイクロチップを装着できるよう検討していきます。

タイムスケジュール

年度	26	27	28	29	30	31 以降
施策						
1 個体識別措置の普及啓発	協議会、動物関係団体、市町村などにより、イベント実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施					
2 マイクロチップ等による個体識別措置の推進	獣医師会等と連携し、マイクロチップ等の装着を推進					
3 譲渡動物へのマイクロチップ装着の検討	小動物管理センターから譲渡される動物のマイクロチップ装着について検討					

(5) 動物取扱業の適正化

現状及びこれまでの取組み

- ・ 県内の第一種動物取扱業者の数は、平成 25 年 3 月末現在で 214 施設、業種別の数としては 260（販売 120、保管 105、貸出 0、訓練 17、展示 18、競りあっせん業 0、譲受飼養業 0）です。
- ・ 第一種動物取扱業者に対し、立ち入り検査等を通じ、登録制度及び関係法令と基準の遵守について指導を実施しています。
- ・ 各福祉保健所において動物取扱責任者研修を実施しています。

課題及び取組方針

- ・ 第一種動物取扱業者の不適正な動物の取扱い等について相談が寄せられることもあるため、施設の立ち入りを通じて、適正な事業を行うよう指導していきます。
- ・ 第一種動物取扱業者及び顧客側に対して、第一種動物取扱業の基準等に関する周知をしていきます。

取組内容

1 第一種動物取扱業者への監視指導

県等は、第一種動物取扱業の更新時に施設の立ち入りによる状況確認を行うほか、インターネット販売など飼養施設のない業態については、事業者からの聞き取りや広告の確認などにより実態を把握し、業態に合わせた適切な監視を行います。

また、問題事例に対しては、法に基づく勧告、措置命令の早期適用を推進します。

2 動物取扱責任者講習会の充実

県等は、動物取扱責任者講習会において、法令や動物の取扱いに関する最新情報を提供するとともに、第一種動物取扱業の基準等について周知徹底を行います。

また、動物の取扱いや施設の管理等について模範的な実例を紹介するなど、実際の運用に関する知識と全般的な知識との両方が習得できるよう配慮します。

3 販売時の対面説明・現物確認等に関する周知

県等は、第一種動物取扱業者を利用する側の顧客に対し、機会を捉えて動物取扱業の登録制度や販売時の対面説明・現物確認の義務について周知を図り、意識の強化を図ります。

タイムスケジュール

年度	26	27	28	29	30	31以降
1 登録更新時の立入と指導	立入指導			更新時立入実施（5年毎）		
2 販売時の対面説明・現物確認等の一般への周知	イベント実施時、啓発物配布時などにおいて随時、普及啓発					

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

現状

- 実験動物については、次のとおり各指針やガイドラインが定められています。

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」

（平成 18 年 4 月環境省告示第 88 号）

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」

（平成 18 年 6 月文部科学省告示第 71 号）

「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針について」（平成 18 年 6 月通知）

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年 6 月通知）

「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」

（平成 18 年 6 月日本学術会議公表）

- 県内においては、複数の研究機関等で動物実験を行っており、平成 25 年度「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の改正については、関係部局へ周知しました。

取組方針

- 実験動物を使用している施設に対し、関連基準を周知徹底していきます。

取組内容

1 実験動物の飼養保管状況の情報収集

県等は、国が実施する実験動物の飼養保管等基準の遵守状況や緊急時に対応するための計画作成状況の実態把握調査に関する情報収集を行っていきます。

2 実験動物の飼養保管基準の周知、助言

県等は、上記調査を元に、実験動物の飼養保管基準の周知（「3Rの原則」（代替法の活用:Replacement、使用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinement）に関する普及啓発）と助言を行います。

タイムスケジュール

年度	26	27	28	29	30	31 以降
施策						
1, 2 実験動物の飼養保管状況の把握～飼養保管基準の周知、助言	動物実験施設における飼養状況等の把握					
	実施機関に対する基準の周知、助言					

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

現状

- ・ 国際獣疫事務局（OIE）では、畜種ごとの飼養基準について検討が行われています。
- ・ 公益社団法人畜産技術協会の取組みにより「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が作成されています。
- ・ 平成 25 年度、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の改正があり、関係部局へ周知しました。

取組方針

- ・ 畜産農家等に対し、関連基準を周知徹底していきます。

取組内容

1 産業動物の福祉に関する動きへの対応 県等は、今後も環境省における「産業動物の飼養及び保管に関する基準」改正の動きに注目し、関係部局を通じて畜産農家等へ周知します。
--

タイムスケジュール

年度	26	27	28	29	30	31 以降
施策						
1 農業振興部局との連携・情報共有	関連情報の収集 関連機関との連携・対応					

(8) 災害時対策

現状及びこれまでの取組み

- 高知県地域防災計画において、以下の記載があります。

13-9 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

1 実施責任者

県、市町村、住民及び民間団体

2 実施内容

○ 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。

(1) 県の活動

○ 広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設します。

○ 逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。

(2) 市町村の活動

○ 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。

○ 家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援します。

(3) 住民及び民間団体の活動

○ 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。

- 各市町村においても、地域防災計画に動物の保護及び管理に関する記載があります。
- 「家庭動物の飼養保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）」には、飼い主が努めることとされている緊急時対策として、避難に必要な準備や、同行避難を行うことが記載されています。
- 国は、平成25年度に東日本大震災における被災動物対応記録集及びペットの救護対策ガイドラインを策定しました。
- 県は、災害発生時における動物の避難場所の確保等について検討するため、各市町村における防災計画について確認しました。
- 獣医師会等動物関係団体において、それぞれ独自の研修会等を開催しています。
- 県は、獣医師会と災害時における動物の救援活動に関する協定を締結しました。
- 県等は、動物関係団体と、動物救護計画について検討しています。
- 県等は、講習会、動物愛護のつどい及び動物愛護教室等において災害時同行避難に関する情報を提供しています。
- 高知県動物愛護推進協議会において、災害発生時に同行避難ができるよう、ペットのしつけに関する講演会を開催しています。
- 防災フェスティバルに参加し、同行避難の啓発を行いました。

課題及び取組方針

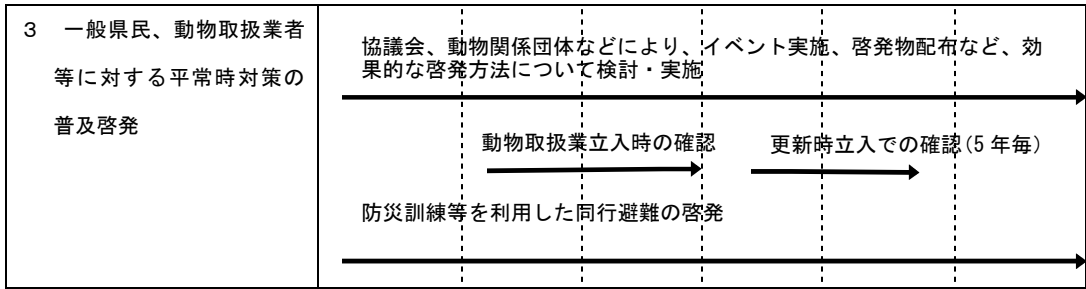
- ・ 県内の危機管理体制を整備していきます。

取組内容

- 1 市町村の防災計画やマニュアル整備に関する調整
避難所において、動物飼養場所を確保することや、動物救護に関することについて、市町村の防災計画に盛り込まれるよう、調整していきます。
- 2 動物救護計画の策定
県は、動物救護に関する対策本部の設置など全体の体制及び動物関係団体からの受援体制の確立などについて、動物関係団体とその役割分担について協議し、動物救護計画を策定します。
また、各市町村、動物関係団体、庁内関係課と協議した内容を取りまとめるため、具体的な役割分担と流れを記載したマニュアル等を作成します。
- 3 一般県民、動物取扱業者等に対する平常時対策の普及啓発
県は、防災訓練等を利用し、災害発生時にペットと同行避難が行えるよう、また、迷ってしまった動物が安全に飼い主の元へ帰れるよう、平常時からの備えが必要であることを普及啓発します。
また、動物取扱業者等に対し、動物の避難場所の確保など、災害時の動物の保護管理について指導します。

タイムスケジュール

年度	26	27	28	29	30	31以降
1 市町村の防災計画等の調整		(必要に応じて)マニュアルの見直し、新たな整備に関する協議		各市町村防災計画、マニュアル等確認		
	避難所における同行避難者への対応の周知					
2 動物救護計画等の策定	動物救護計画の策定	対策本部設置要領、マニュアル等作成		机上訓練の実施	計画、マニュアル等見直し	



(9) 人材育成

現状及びこれまでの取組み

- ・ 県は、平成 17 年 6 月、推進員を委嘱し、小学校における教室の実施及び動物愛護週間行事への参加協力を中心に活動しています。現在、推進員を 24 名委嘱していますが、推進員の活動が、地域的に偏る傾向があります。
- ・ 勉強会等を通じて、推進員同士が連携してもらうことで、活動内容の工夫がしやすい環境がつくられています。
- ・ 平成 17 年 6 月、協議会を設置。主に動物愛護週間行事（動物愛護のつどい）の実施について協議し、17 年度から主催事業として実施。平成 18 年度からは、各機関の役割分担により民間企業の参入を得ながら事業を実施しています。現在、協議会の委員は 14 名であり、構成団体及び人数は以下のとおりです。
 - 獣医師会 3 名
 - 愛玩動物協会 3 名
 - NPO 動物ネットこうち 2 名
 - 公益財団法人高知県のいち動物公園協会 1 名
 - 高知市 3 名
 - 高知県 2 名
- ・ 小動物管理センターでは、県内の動物関連専門学校の生徒の見学や研修を授業の一環として受け入れています。
- ・ 県及び協議会の普及啓発事業に、県内の動物関連専門学校の生徒が継続して参加・協力してくれています。

課題及び取組方針

- ・ 推進員の募集を広く行うことにより、活動の地域的な偏りを少なくしていきます。
- ・ 推進員の勉強会などにより、災害時における動物の避難、保護等に必要な知識の共有と、目指す方向性を統一化していきます。
- ・ 推進員や動物関連専門学校の学生と連携し、模範となる飼い主を育成していきます。

取組内容

1 推進員活動の継続

県は、推進員が行う動物愛護教室を継続させるとともに、それ以外の推進員活動についても検討し、公募により推進員の委嘱を進めていきます。

また、その活動をホームページ等で紹介し、推進員の存在を普及します。

2 推進員の研修、勉強会等の実施

県は、推進員に、活動を行ううえで必要な知識や、統一した活動方針の共有を図るため、推進員の研修や勉強会の内容を検討し実施します。

3 地域において模範となる飼い主の育成

県は、地域における普及啓発事業を継続して実施し、模範的な飼い主が育つような普及活動に努めます。

4 動物関連専門学校との情報交換と連携体制づくり

県は、県内における動物関連の専門学校と情報交換や事業上の連携をすることで、将来、動物に関係する業務に就く人に、早い段階で県内の状況や課題を知ってもらい、地域において動物の適正飼養・管理方法に関する指導的な役割を担ってもらえるように努めます。

タイムスケジュール

年度	26	27	28	29	30	31 以降
1 推進員活動（動物愛護教室）の継続	新たな推進員の委嘱 →	推進員の募集方法についての検討 →		新たな推進員の委嘱 →	推進員の募集方法についての検討 →	
動物愛護教室の実施（毎年） 教室の実施方法、教室以外の推進員活動についての検討	→					
2 推進員への研修の検討と実施	研修実施（毎年1回以上） →					
3 地域における適正飼養の普及啓発による人材育成推進	実施方法の検討 →			実施 →		
4 専門学校との情報交換・連携体制づくり	随時情報交換事業の実施における連携 →					

(10) 調査研究の推進

現状

- ・ 国は、台湾での狂犬病発生を受けて、日本においても、狂犬病モニタリング調査の必要性があると考えています。
- ・ 高知県衛生研究所において人と動物の共通感染症に関する調査研究を実施しています。
- ・ 国は、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期についての科学的知見を充実させ、犬猫等の販売時の制限の時期を決定します。
- ・ 国は、マイクロチップの普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施していきます。





取組方針

- ・ 狂犬病発生時対策などの危機管理体制をつくるための調査、研修をしていきます。
- ・ 動物の愛護及び管理に関する施策を立てるための情報収集をしていきます。
- ・ 動物愛護、適正飼養を推進する観点での調査研究について、体系的に取り組む体制をつくっていきます。

取組内容

- 1 狂犬病発生時対応についての体制の整備
県等は、狂犬病発生時の対応として、発生現場の状況調査や犬の飼養者への指導、犬からの検体採取や検査、情報公開など一連のながれについて、各関連機関が円滑に動けるよう、机上演習等の実施します。また、狂犬病モニタリング調査ができる体制を検討していきます。
- 2 動物愛護、適正飼養に関する情報の収集
県等は、動物の愛護と適正飼養の推進のため、国が行う調査研究の情報を収集し、関係者へ情報提供していきます。
- 3 医療機関等との連携
人と動物の共通感染症に関する対応については、人の医療や健康に関する関係機関、関係団体との連携を推進します。

タイムスケジュール

年度	26	27	28	29	30	31 以降
施策						
1 狂犬病発生時対応についての体制の整備	モニタリング調査の体制整備 					
	机上演習などの研修実施 					
2 動物愛護、適正飼養に関する情報の収集及び情報提供	国が行う調査研究の情報を収集し、随時、協議会や市町村担当者の会などを通じ、情報提供 					
3 人の医療に関する機関との連携	感染症に関する取り組みにおいて連携 					

6 達成状況の確認と計画の見直し

本計画の達成状況は、定期的に高知県動物愛護推進協議会と県において確認するほか、確認時に得た意見や、社会情勢の変化などを踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。